

法人協

第21号

2014年3月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

〔もくじ〕

社会福祉法人を取り巻く制度の動向.....	3
取り組み報告 社会福祉法人協議会における社会貢献事業の検討状況.....	5
社会福祉法人のルーツを探る（葛飾学園）.....	9
社会福祉法人協議会 平成25年度 これまでの取り組み状況	12

子ども・子育て支援新制度の 実施を踏まえて

社会福祉法人めじろ会理事長・東社協保育部会長 柊澤 章次

はじめに

平成27年度に消費税が10%に上がることを前提に新制度が設計されています。原案は保育所も幼稚園も全て「総合こども園」に移行する内容でしたが、保育所・幼稚園団体が反対の意見表明をし、その後、国会審議の中で修正が加えられました。最終的には保育所・幼稚園とも移行が強制されず、現行の「幼保連携型認定こども園」の改善等を内容とする子ども・子育て関連3法が平成24年8月に可決されました。

新制度においては、「保育に欠ける」から「保育を必要とする」との文言に変わるなど、大きく制度が変わっていきます。また、大都市地域の「待機児対策」から、過疎地域での「施設存続」と同じ制度の中でも地域状況には大きな違いがあり、新制度への受け止め方も様々です。



多様な供給主体が参入する中で

認可保育所の運営に関しては、区市町村、社会福祉法人や宗教法人、財団法人、個人立等に加えて、平成12年からは株式会社などの参入が認められています。東京都内には平成25年4月現在で1,900を超える認可保育所がありますが、そのうち公立の認可保育所（公設民営を含む）が950近く、次いで社会福祉法人が設置・運営する認可保育所が800近くあります。最近では保育所が足りない状況を受け、都内の社会福祉法人立の保育所だけではなく、他県に本部がある社会福祉法人や株式会社などが参入するケースも徐々に増えている状況です。

待機児問題に関しては、「横浜方式」と言われるように、とりわけ株式会社の参入によって待機児解消が促進されたとのニュースを見聞きするたびに、社会福祉法人への風当たりが強く

なっているように感じます。社会福祉法人立の保育所は「施設経営」という観点が低いのではないか、コストがかかりすぎているのではないかというように、保育の質の評価がコストだけで計られるような風潮もあります。低コストで質の高い保育の実現を目指すことは大切ですが、何よりも子どもの健やかな育ちを最優先にした保育を行っていくことが重要であることは言うまでもありません。

保育サービスと言われるようになって久しい中、認可保育所の役割も時代とともに変わってきていると思います。核家族化が進み、かつての「家庭」の役割や、失われつつある地域の育児力を補完する役目も求められています。その都度、認可保育所は風呂敷のように姿・形を変えながら、子どもたちを真ん中に据えて対応してきました。ある社会福祉法人立の園長先生の言葉で、『困難を克服する』と言うことではなく、『戸惑いを工夫に変える』ことが、もともととのわれわれの姿としている」があります。そのようなことを考えると、私たちは社会福祉法人が子どもを真ん中に据えてこれまで実践してきた取り組みの成果をもっと社会に対してアピールをしなければならなかったと反省もしています。

また、保育所の増設や民営化された公立保育所の受託などによりその比率は少しずつ減ってきているものの、認可保育所の経営主体は他の種別と比べると、一施設のみ経営の小規模な社会福祉法人が多いのも特徴です。昨今は、社会福祉法人は大規模化すべきとの意見も聞かれますが、他方で個々の利用者に配慮したきめ細かい対応や家庭的な対応、理念を重視した運営などの小規模の長所を活かし、地域福祉の充実・貢献をしていきたいという思いを強く持って運営している経営者も少なくないと思います。時代の経過とともに創設者から二代目、三代目と継承され、施設の改築や修繕に要する費用を用意しておかなくてはならないことは必然であり、指摘されている内部留保、積立金等の多寡についても地域の中での存続を視野に入れた運営という一面もあると考えます。

保育所待機児童の解消に向けて

保育所待機児童の解消が大きな課題となっております。これまでも保育所の新設や分園の設置などを進めてきましたが、そうした取り組みの一つとして保育所の定員を超えた受入れを多くの保育所で行っております。このことはもともと、子どもたちの過ごすスペースを最低基準以上のものにしておきたいという法人の自主努力により確保していたことから可能となったものもあります。保育所の新設が需要を喚起する部分もあり、なかなか待機児童の完全解消につながっておりませんが、社会福祉法人として引き続き努力をしていかなければなりません。また、定員を超えた受入れの結果として、現在は繰越金が通常より多くなっているということも忘れてはならないことです。

待機児対策が大きな課題となる一方で、東京都内の中にもすでに地方と同じく定員割れの中での運営を強いられている施設や、今後、定員割れとなり得る地域も間違いなくあると思われます。保育所が労働施策の補完機能を果たしているという側面もありますが、待機児童が存在しているものの、他方で少子化になっている現実を見据え、今後を計画する時にあると思います。

新制度に向けて

新制度が施行されることを目前に控え、東京では、すぐに「保育所」から「認定こども園」に移行する施設は少ないと思いますが、地方の保育関係者からは東京の「無風状態」が奇異だとも言われています。保育という同じ業種の中には株式会社等様々な供給主体があり、今後、認可保育所が「新・幼保連携型認定こども園」に移行することになれば、幼稚園や保育園を前身とする「新・幼保連携型認定こども園」ともさらに競い合いをしていかななくてはなりません。

保育所を運営している社会福祉法人にとっては、今後の推移を注意深く見据え、考え、実行していかななくては施設存続も危うくなるような時期と捉えなくてはならないでしょう。「新・幼保連携型認定こども園」に移行できない「乳児保育所」や個人立保育所等への対応など、解決すべき課題も山積しています。当然のことですが、社会福祉法人らしさを生かした実践や地域に根差した取り組みを引き続き行い、子どもたちを真ん中においての保育や施設運営がなくなることはないように、今まで以上に頑張っていかななくてはなりません。

■ 社会福祉法人を取り巻く制度の動向

平成25年度以降の社会福祉法人の財務諸表の公表について

【25年度分以降はインターネット上での公表を義務化】

厚生労働省は平成25年度分以降の社会福祉法人の財務諸表について、国の「規制改革実施計画」や「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」等での議論を踏まえ、全ての社会福祉法人に対し、インターネット上での公表を義務化することを決定いたしました。

平成24年度分の公表については、平成25年5月31日付けで「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出されていたところですが、25年度分以降の公表については、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、平成25年中に結論を得ることとなっております。

なお、厚生労働省が全国の社会福祉法人及び所轄庁に対して行った調査では回答を得た19,012法人のうち、ホームページを開設していない法人は33.3%に上ります（平成25年7月末現在）。そのため、ホームページが存在しない法人や公表しない法人があった場合、当該法人の財務諸表を所轄庁のホームページで公表することにより対応としています。

また、厚生労働省では、規制改革会議から指摘があった一覧性及び検索性をもたせた公表方法については、今後、検討することとしています。また、標準的な様式については、現在検討しているところであり、25年度中に関係通知を改正することとしています。

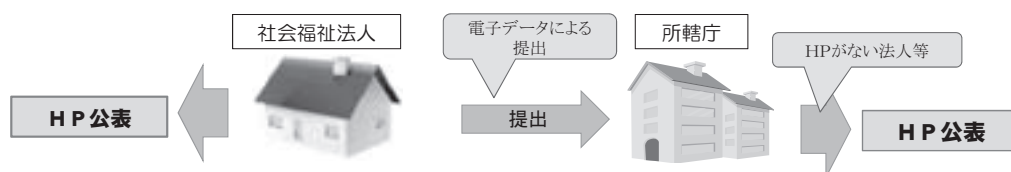
社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針

趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応する予定。

対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、**社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化**（制度改正）。
- ② **社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書**（付属資料である財務諸表を含む。）の提出を電子データで行わせることを義務化（様式例及び審査基準の改正）。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上での財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、所轄庁のHPで公表する。



（出所）厚生労働省会議資料より

【全国経営協における取り組み】

全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）では、ホームページでの財務情報の公開を、義務化される平成25年度分から実施していたのでは、情報公開に対する姿勢を国民へ示していくことはできない、また、既に所轄庁のホームページによって財務情報が公開される場合であっ

でも、「財務情報」だけでは、社会福祉法人を正しく理解していただくことはできないとしております。

そこで、全国経営協では、国民から社会福祉法人に対する正しい理解を得るためには、決算書等の財務情報だけでなく、法人の中長期計画・資金計画や、生活困窮者に対する生活支援、地域の多様な福祉課題への対応をはじめとする公益的な取組みの実践、第三者評価の受審など各法人における取り組み状況等の「非財務情報」をあわせて発信することが必要であるとし、それらの情報を一体的に公開することができるよう専用の情報公開ページを開設しています。

東京都内の社会福祉法人で、全国経営協に加入されている法人は平成26年2月末時点で209法人ありますが、ぜひ趣旨をご理解いただき、法人情報の登録につきましてご協力をお願いします。

厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の検討状況報告

前号の『法人協』第20号においてもご報告しましたとおり、厚生労働省は、「日本再興戦略」「規制改革実施計画」や「社会保障制度改革国民会議報告書」への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方の論点整理を行うため、平成25年9月に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置しています。これまで計6回開催され、社会福祉法人としての役割、経営の在り方等について検討が進められております。

【これまでの検討状況】※第7回は予定

回	開催期日	議 題
第1回	平成25年9月27日	(1)今後の社会福祉法人の在り方について (2)今後の進め方について
第2回	平成25年10月28日	社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について
第3回	平成25年11月18日	社会福祉法人のガバナンスについて (法人の組織の在り方、透明性の確保等について)
第4回	平成25年12月16日	社会福祉法人の大規模化・協働化等について
第5回	平成26年1月20日	社会福祉法人の適正な運営の確保について
第6回	平成26年2月20日	(1)イコルフットィングについて (2)福祉人材の確保について
第7回	平成26年3月17日	関係団体からのヒアリング

検討会では、今の社会福祉法人は制度で決まっている社会福祉事業しかやっていないと思われるのでそれ以外の取り組みを国民に伝えていくことが必要、ワンマン経営とならないよう法人のガバナンス強化の仕組みを構築すべき、正確な財務諸表を作り公開していくことは当然である、内部留保は多寡の問題ではなく目的や計画を説明することが必要、社会福祉法人自らがNPOや民生委員等の地域資源と連携し地域の問題を解決すべき、社会福祉法人の利益は積極的に地域に還元すべき。還元しないのであれば課税という手段もあるのではないか、などの意見も寄せられています。なお、第7回以降の検討会では20の関係団体から4回にわたりヒアリングを実施する予定としています。

※「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の当日資料、議事録は厚生労働省ホームページに掲載されています。

■ 取り組み報告

社会福祉法人協議会における社会貢献事業の検討状況

社会福祉法人協議会（以下「法人協」）では東京都内においても生活困窮者の支援が喫緊の課題となっていること、また、相談・支援を進めていく上で地域の社会福祉法人が連携していくことがより効果的であるという認識に立ち、平成25年度事業計画における調査研究事業の一環として、幾つかの社会福祉法人の連携という形での生活困窮者の支援の仕組みづくりについて検討を進めてまいりました。

そこで本号では、25年度にかけて行ってきた調査研究事業の取り組みの進捗状況等についてご報告いたします。

1. 検討を開始した主な背景

① 法人協調査研究委員会における問題意識

法人協調査研究委員会においては平成16年に「社会福祉法人の重要性とその役割」を発行したのを始め、近年は「社会福祉法人の地域福祉事業・活動のためのガイドライン」「小規模な社会福祉法人における経営のあり方」「社会福祉法人が取り組むべき要援護者支援のあり方」などのテーマを扱い報告書にまとめてきました。これらの調査研究の中では、制度の狭間にある人々が地域の中で様々な困難を抱えて生活しているにもかかわらず必要な支援が行き届いていない事例が少なからずあること、またいわゆる要援護者と言われる方々が抱える問題の背景には経済的な問題が潜んでいる場合が少なくないことなども明らかにし、これらの問題解決のために、社会福祉法人が制度の枠や種別を超えて連携し、地域貢献に積極的に取り組んでいくことの必要性等について提言を行ってきました。

もちろんこれまでも新しい社会的課題に取り組んできた社会福祉法人がたくさんあると思われませんが、一般都民からその取り組みが見えてこなかった面もあります。そのため、調査研究委員会では社会福祉法人の取り組みが社会から見えやすいよう「見える化」することも大事であると考えました。

② 社会福祉法人に対する厳しい指摘等

昨今は社会福祉法人や社会福祉法人制度に対する厳しい批判や指摘が聞こえてきます。平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては「社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築」が指摘され、また8月に国が公表した「社会保障制度改革国民会議報告書」も「特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている」と述べております。

これらの指摘は「多くの社会福祉法人は、これまでに蓄えた資産の維持に走り、新たな福祉ニーズに応えることに消極的である。経営の近代化も期待どおりに進んでいない。(略)社会福祉法人の存在意義は本当に困っている人々を民間の力で支援することにある」(キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 松山幸弘氏)〔日本経済新聞「経済教室」2011年7月7日〕など民間の側からも提起がなされています。

こうした指摘や批判は以前からも見られましたが、昨年1月に設置された内閣府の規制改革会議においてもより強い形でなされており、さらにこれを受けて昨年9月に厚生労働省が設置した「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」においても社会福祉法人は地域に対して自主的に行う地域貢献活動にもっと積極的に取り組むべきとの意見が多く出されています。

2. 他道府県経営協や施設協議会における取り組み

複数の社会福祉法人が連携した形での取り組みは既に他道府県経営協や施設協議会においても同様の問題意識から実施されています。

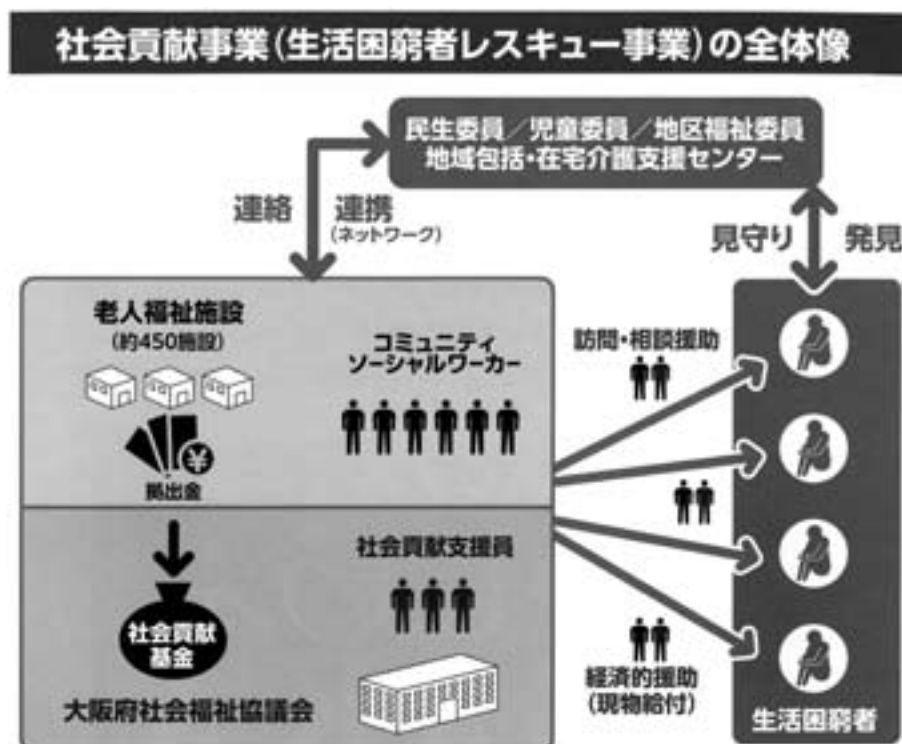
① 大阪府社協老人施設部会における社会貢献事業

大阪府社協と同老人施設部会（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウス）では平成16年度から社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）に取り組んでいます。

社会貢献事業とは、老人福祉施設に配置されるコミュニティソーシャルワーカーと、大阪府社協が雇用し配置する社会貢献支援員が、地域の関係機関とともに、生活困窮に陥ったさまざまな方に寄り添い、これからの生活について一緒に考え、必要な法定の福祉サービスにつなげたり、日常生活の見守りを行うなど抱えている課題の解決に向けて取り組み、必要に応じて現物給付による経済的援助を行うワンストップの総合生活相談事業です。

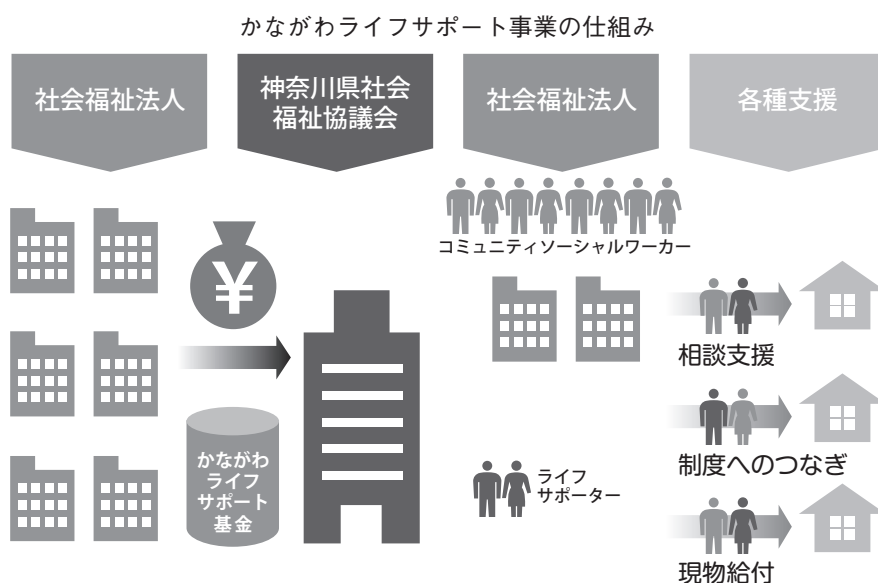
経済的援助の原資として、老人福祉施設をはじめとする社会福祉法人が毎年特別会費を拠出し、大阪府社協に社会貢献基金を設置しています。

これまでの10年間の取り組みの中で経済的援助だけでも5,000件を超える相談実績をあげ、多くの生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。



② 神奈川県経営協における社会貢献事業

神奈川県社協では大阪府社協の事業をモデルとして、平成25年8月、「かながわライフサポート事業」をスタートしました。本事業は、もともとは神奈川県社協経営者部会で構想され、準備が進められてきた事業であり、生活困窮者の支援を目的とした、神奈川県内の社会福祉法人による総合相談の取り組みです。具体的には、専門的な知識・相談技術を活用し、地域での訪問活動を積極的に行うと同時に、地域の各機関との連携により要支援者の発見に努め、その課題を解決するために、迅速にきめ細やかな支援を行います。必要な制度・サービスを調整し、経済的に困窮している方に対しては、制度利用につながるまでの間、必要に応じて現物給付による生活支援を行います。平成26年2月現在、県内の38法人が本事業に参画をしています。



③ 他県の動向

大阪府、神奈川県に続いて、さらに埼玉県においても、平成26年秋より県内の社会福祉法人による社会貢献事業として「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施していくことが計画されています。また、その他の幾つかの県においても同様の事業を実施していくことが検討されています。

3. 東京都におけるこれまでの取り組み

法人協調査研究委員会では平成25年6月28日に大阪府社協老人施設部会副部長・社会貢献事業推進委員会委員長の奥田益弘氏（社会福祉法人みささぎ会理事長）、同老人施設部会副部長・在宅分科会長・社会貢献事業推進委員会副委員長の荒井恵一氏（社会福祉法人八尾隣保館理事長）らをお招きし、大阪府社協が行っている社会貢献事業について学ぶ機会を設けました。

他道府県の先進的な取組みに刺激を受け、平成25年7月には東京の地域実情に応じた社会貢献事業の可能性について検討する組織を立ち上げ、より具体的な検討を開始しました。検討にあたっては、大阪府、神奈川県の取り組みの現状を視察した他、厚生労働省社会・援護局生活困窮者支援室長の熊木正人氏に行政説明を依頼するなど必要な情報収集や行政との意見交換も行いつつ、東京都の地域の実情に応じた事業の仕組みづくりの検討を進めてきました。

平成25年12月5日には、問題認識の共有を図る観点から、法人協として初めて「首都東京の福祉を考える 生活困窮者の支援において社会福祉法人が果たす役割とは？」～社会福祉法人

が存在意義を発揮するために～」と題したシンポジウムを開催しました。

当日は200名を超える都内社会福祉法人関係者が参加をし、日本社会事業大学大学院特任教授で、公益財団法人テクノエイド協会理事長の大橋謙策氏による基調講演、種別の異なる3施設からの報告等を通して、生活困窮者の支援における社会福祉法人の役割や使命、生活困窮者の支援に具体的にどのようなかわりができるのか等について、多くの示唆をいただくことができました。また、シンポジウムの終わりには、法人協役員会等で検討してきた取り組みの経過報告も行いました。

以上のような取り組みを経て、法人協役員会では都内に施設のある社会福祉法人が結束・連携し、お金を出し合って新しい財源を作り、建物・設備および培ってきた専門的知識等を駆使して、新しい貧困や生活困窮者の孤立などの大都市東京に特有の今日的な福祉課題に適切に対応する事業の実施が必要と考えております。

それは、社会福祉法人の本来の使命は、真に困っている人に対し、法人独自の負担で制度外の課題の発見に努め、積極的にその解決に取り組むことにあり、今、社会問題化している生活困窮者支援などは、まさにこの新しい社会的課題の典型的な例といえると考えからです。

その際、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法における事業とどのように整理し、役割分担を図っていくかは今後の大きな検討課題です。

4. 今後に向けて

これまでの検討の過程では総会を開催する機会がなかったこと、主に役員会を中心に行ってきたため、会員法人の皆様へ検討の内容を十分ご説明する機会がありませんでした。そのため、平成26年度は会員法人に検討の方向性について適宜情報提供を行っていき、また東社協の各施設部会にもご協力をいただきながら、事業のイメージを早急に具体化させ、平成26年度に行われる法人協総会において改めてご報告をし、会員法人の皆様のご理解・ご賛同を得たいと考えております。

なお、上記については3月7日に開催されました法人協総会においても報告され、また、それを踏まえて審議された平成26年度事業計画において、社会貢献事業の検討については以下の事項を行うことが決定されております（下記は、平成26年度事業計画より抜粋）。

【1 社会貢献事業の検討（東京きずな事業推進委員会（仮称）の設置）】

(1) 活動の方針

- ・国の施策動向や先進事例を参考にしつつ、東京都の地域実情に応じた社会福祉法人による社会貢献事業実施の可能性について検討を進める。
- ・検討を進めるにあたっては東社協各施設部会とも十分連携をし、かつ会員法人等に検討内容が伝わるように情報提供を適宜行っていく。

(2) 実施計画

- ・東京きずな事業推進委員会（仮称）と実行委員会の設置による事業の仕組み、人材育成等に関する検討
- ・先進事例（大阪府、神奈川県等）等必要な情報の収集・調査研究の実施
- ・ニューヨーク視察研修の実施
- ・社会貢献事業や生活困窮者支援に関する普及啓発（研修会等）の実施
- ・検討内容の会員法人、各施設部会等への情報提供や必要に応じたの懇談実施

社会福祉法人のルーツを探る⑬

社会福祉法人 葛飾学園 理事長 山口 千晴 氏

聞き手 社会福祉法人稲城青葉会 理事長 城所 真人
社会福祉法人あすなろ福祉会 副園長 小川 恵美
(社会福祉法人協議会 広報委員会委員)

今回は、社会福祉法人葛飾学園理事長である山口千晴氏にお話を伺いました。荒川区南千住における教会と一体となったセルツメント的活動を前身とする葛飾学園は、現在は葛飾区内において保育事業をはじめ学童保育、高齢者福祉事業の実施を通して、地域に根差した事業展開を図っています。



Q1

葛飾学園が社会事業を始められた経緯や社会的背景について教えてください。

▶ 葛飾学園は後の日本聖公会司祭雅各山口信太郎が夫人の敏子とともに、現在の荒川区南千住町において貧民伝道を志したことを発端としています。南千住は今日では再開発され、高層マンションなどが立ち並んでおりますが、当時は労働者街であったと聞いております。そのため、大正5年（1916年）に南千住の地に千住保育園を創設、また「母の会」が組織され、子どもの保育とともに、母親の教育の第一歩が始められたのです。当時の南千住は、戸籍がない子はめずらしくなく、また園児の母親は生活の仕方も育児法も食事法も無関心な人も多かったようです。そのため病人が増えたり、治らなかつたりするので、山口敏子は自ら暇を作っては各種の講習会に出かけ、帰ると母親に対して講習会を繰り返しやってやさしくその学んできたことを教え、実行するまで子どものお弁当、おかずを見ながら指導を繰り返し、面倒を見たと聞いております。

保育園開設当時は4名しかいなかった園児も翌年には50名、翌々年には150名とたちまち園舎いっぱい子どもたちが溢れる状態になりました。その後も、大正7年に米騒動が発生した際は、東京府より委託米を受け難民救済のために販売し、また浅草吉野町に東京府委託武蔵屋を開店して米穀、薪炭、その他食料品を販売するなど、キリスト教の精神に基づく低所得者への支援の活動に取り組んでいくのですが、これらのお店も関東大震災の発生により全店が焼失し閉店を余儀なくされました。それでも大正12年には大震災救護処置として浅草に臨時分園を設置、昭和7年には欠食児及び栄養不良児のための給食所を開設するなど引き続いて低所得者への支援のために取り組みを実施してきたのです。

他方で、事業を進めていく中では、必要な資金を確保することには随分苦労したようです。私どもの法人も外国のミッション、また創立者敏子の実家が開業医だった関係もあり医師の方々などから寄付もいただいていたようですが、公的なお金はほとんどありませんでした。今は制度として、法律ができて、予算がつくという形になっていますが、創立者たちの活動を調べていくと、当時の取り組みはまさに篤志家やる仕事だったのだと感じています。



今も大切に保管されている創立当時の保育日誌など

Q2

現在の地に移転した経緯やその後の歩みはどのようなものだったのでしょうか。

▶ 葛飾学園の本部がある葛飾区西亀有において事業を開始したのは昭和11年になります。地域の中で孤児院がある一方で、ひとり親の子を収容保護する施設がなくその要望が大きくなったことから、創立満20周年の記念事業として千住保育園葛飾分園と乳児院を建設したのです。

しかし、戦争の足音とともに、昭和19年には第4次強制疎開令により止む無く千住保育園を取り壊し分園の地に移し、葛飾学園と改称・合併することとなりました。さらに、保育園も戦時託児所への変更を余儀なくされました。戦況の悪化により、乳児の都内保育が許されなくなり、今まで昼夜預かっていた15名の乳児を地方の施設に委託して乳児院も閉鎖となりました。

戦後は昭和22年5月に財団法人を設立しました。しかし、20名もの園内未就学児の他に近隣の子どもを加えて50名ほども子どもが来所していたので、保育園の認可を受けたほうが良いという話になり、新しく制定された児童福祉法による保育園の認可を申請し昭和23年7月に認可を受けることができました。園名についてはエピソードもあったようで、当初は「葛飾保育所」にしようとしたらしいのです。しかし、他の保育園がつけるかもしれない、また、保護者も園児も共に学ぶという意味で「葛飾学園」という名称に落ち着いたと聞いています。昭和26年に社会福祉法人が制度化されることに伴い、昭和27年5月に葛飾区内で第1号の社会福祉法人の認可を受けることができました。東京都の担当者からは、財団法人のままでも差支えないという助言もあったようですが、創立者の「どうせ社会事業をやるなら法人も社会福祉法人にして覚悟を明確にしたほうが良い」という想いから、法人の組織変更を希望したのです。その後もその時々保育ニーズの把握と実践に努め、昭和47年には特例保育、障がい児保育を、平成2年には延長保育を実施するなど保育園として先駆けた取り組みを行ってきております。

Q3

保育事業に加えて、高齢者福祉事業や学童保育の事業に取り組まれた経緯はどのようなことだったのでしょうか。

▶ 現在は保育園「葛飾学園」の他に、葛飾区内に8つの学童保育クラブの運営、またケアハウス「サン・ピエール」、西亀有デイサービスセンター、西亀有ヘルパーステーションの事業も行っています。もともとは保育事業を中心に行ってきた法人でしたが、少子高齢化という時代の流れの中で高齢者福祉や学童保育へのニーズの増大を強く感じ、事業を手掛けるようになりました。

高齢者福祉事業を始めるに至った経緯は先代の理事長が倒れ、車いす生活になってしまったことも影響しています。身近なところから高齢者福祉の必要性を目の当たりにしたことに加え、たまたま保育園の隣の敷地に空きが出たこともありました。当初は特別養護老人ホームを建設しようと思ったのですが、紆余曲折があり、最終的には1階がデイサービスセンターとヘルパーステーション、2階から5階をケアハウスとして建設することに落ち着き、平成14年4月から事業を開始しました。これらの高齢者福祉事業を始めてから約12年になりますが、私どものケアハウスには設立当初から入居されている高齢者の方々が定員の1／3強おります。ご高齢の方は5、6年経過をすると身体的な変化が出て、特別養護老人ホームやグループホームなどに移られる場合が多いと聞いておりますが、約10年にも亘って健康状態を保っていることはとても素晴らしいことだと感じています。高齢者施設の隣の敷地の中には法人が経営する保育園(定員230名の葛飾学園)がありますので、ケアハウスの入居者やデイサービスセンターの利用者と保育園園児がしばしば交流をし、いろいろな行事にお誘いしたり、芋掘りにも行ったりしています。こうした適度な交流が入居高齢者の健康維持に役立っているのかなと自負しております。

また、学童保育の事業を始めたのは平成2年になります。もともとは保育園を利用されていた保護者から卒園した後に預ける場所もないというご相談を受けたことがきっかけです。当初は役所に相談に行っても相手にしてもらえなかったのですが、事業の必要性を粘り強く説明した結果、ようやく理解が得られ、平成2年に第1号の施設が開設するに至りました。現在は運営する私立の法人や施設の数も増加し、私どもの法人だけで葛飾区内に8カ所運営し、500人を超える児童をお預かりしています。

葛飾区内の学童保育の利用対象は原則として小学校1年生から3年生になります。そのうちの半分ぐらいの児童が学童保育を利用しているのではないのでしょうか。現在、葛飾区内の学童保育クラブは公営が25施設（いずれも児童館内）、民営が55施設ありますが、民営施設のほとんどは社会福祉法人が運営しています。

Q4

これまでの取り組みの中で法人として大切にされてきたことはどのようなことでしょうか。

▶私は創立者から数えて3代目の理事長にあたりますが、創立者の一人である山口敏子が90歳を超えるまで現役で活動していましたので、創立当時の話や想いを直接聞く機会もありました。創立者夫妻は保育園開設当時「百年計画」というものを持ち、何代かに亘っても保育事業を少なくとも百年間は続けることを夢見ていたようです。こうした創立者たちの想いを受け継ぎながら、現在、経営上で大切にしていることの一つには地域との関係があります。おかげさまで保育園を利用する園児の中には4代、または3代続けてという方もおりますし、親子2代という利用者は現在、定員の1割ぐらいおります。今はまったくの住宅街ですが、もともと地域における住民の結びつきはとても強いので、地域の中におけるお付き合いはとても大事にしております。

私どもからすると、保育園ができてから地域ができたみたいな感じになっているところもあります。そのような地域の結びつきが比較的強いエリアの中で、学校があり、保健所があり、病院があり、保育園や高齢者施設もある。要するに保育園や高齢者施設が地域からみて欠かすことのできない生活インフラの存在になれるといいと感じています。

Q5

今後に向けての課題や、これからの事業展開についてお聞かせください。

▶私どものように、いわば個人商店のような形から少しずつ大きくなった法人からすると、組織化していくことの難しさを痛感しております。事業規模が拡大し、組織が大きくなるに従って、組織としての意思決定や共通ルールの策定、情報の共有化や業務の分業化、階層化などが必要になってくると思うのですが、どういう手法によってそれらを定めていくかが一番大変な問題になります。

私どもの法人の定款には「キリスト教の精神に基づく」という文言が入っているのですが、規模が大きくなり、場所も分散化していくと、法人を創立したときの使命感や想いが一般化され、法人理念に基づいて具体的に事業展開していくことが難しくなる部分があることを危惧しています。そうした懸念を解消しつつ、どう組織化していくかが大きな課題です。

また、時代とともに利用者の意識も変化し、サービスを提供する側と受ける側との意識のずれも生じてきています。例えば、保育園に求められる役割も以前に比べると大分変わってきています。保育園は集団の生活をベースに保育を行う場だと思いますが、いまの時代は保育園に子育て支援の役割に比重が大きくなっていくこともあるように感じています。なかなか難しいことですが、社会の変化を踏まえつつ、創立者の想いや精神を十分踏まえながら子どもの育ちを第一に事業を展開していくことが今後ますます求められているのではないかと感じています。

社会福祉法人協議会 平成25年度 これまでの取り組み状況

■第2回経営者セミナーを実施いたしました

法人協研修委員会では、平成25年11月6、7日に静岡県熱海市において、第2回経営者セミナーを開催しました。今回のセミナーは法人協としては初めて宿泊型のセミナーとして企画され、当日は約50名の社会福祉法人役員が参加を致しました。

セミナーでは、株式会社ブレイン・サプライ代表取締役・社会保険労務士の岡弘己氏より組織を守る就業規則と職員のモチベーションアップを中心とした労務管理、またキヤノングローバル戦略研究所研究主幹の松山幸弘氏より「今、社会福祉法人に問われているもの」と題したテーマの2つの講義を頂きました。今回のセミナーを通して、参加者それぞれが社会福祉法人の置かれている課題等について改めて認識することができたのではないかと思います。なお、1日目の夕方からは、夕食を兼ねた情報交換会を開催し、参加者同士が所属法人・施設の種別を超えた情報交換や交流を図る機会とすることもできました。

なお、研修委員会では今後も宿泊型のセミナーを企画していきたいと考えております。



■平成26年4月～6月に福島県南相馬市の特養に介護職員の応援派遣を行います

法人協では全国経営協からの依頼を受け、平成26年4月9日から7月1日まで、福島県南相馬市にある社会福祉法人南相馬福祉会が経営する特別養護老人ホーム福寿園に介護職員の応援派遣を行います。今回の派遣は25年10月に法人協から各会員法人宛に文書にて呼びかけをしたところ、16法人よりご協力のお申し出をいただきました。その後、先方の施設と日程の調整等を行いました結果、最終的に11の社会福祉法人に介護職員の派遣をお願いすることになりました。年度初めの慌ただしい時期になりますが、よろしくお願いいたします。

平成26年度法人協総会の日程（全会員法人が参加対象です）

平成26年度の法人協総会は、26年6月6日（金）、12月12日（金）、27年3月6日（金）の計3回を予定していますので、ぜひご予約ください（開催期日の約1ヶ月前に別途ご案内通知をお送りします）。

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

葛飾学園が福祉事業を始めた経緯にあるように、多くの福祉事業は制度のないところから始まったようです。それが社会に認められて制度になって、今度はその制度からはみ出すことのないように制度の枠の中でしっかり運用することが求められるようになって、今がある。

ところが、近頃では社会福祉法人は社会貢献が不足しているような話になっています。かつての社会が求めていたものが、社会構造の変化とともに変化した結果だと思います。社会構造が変化して、そこに求められる福祉サービスも変化するわけですから、わたしたちは自らそれに応える必要があります。

（徳心会 関根）

法人協 第21号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人協議会 会長 高橋 利一
編集人 社会福祉法人協議会 広報委員長 関根 陸雄
発行日 平成26年3月15日